

第 1 回検討会の指摘事項と対応

1. 議事

温泉資源の保護に関するガイドライン改訂に向けた論点整理の 1)「ガイドライン全般について」と 2)「第二 掘削等の原則禁止区域の設定、既存源泉からの距離規制、温泉の採取量に関する取扱い」

	指摘事項	対応
1	ガイドラインをつくった時と比べて、コロナ、インバウンド需要の増加とさまざまな背景があり、ただでさえ事前に予測をすることが難しい温泉の話で、いろいろなことがこれから起きてくるかもしれない。	ガイドライン改訂（素案）p. 2「令和 2 年に～」の部分を追記し、最近の温泉をとりまく状況とガイドラインの目指すところを追記します。
2	実際に問題があって規制区域の設定を見直した具体的な事例があるので、それを盛り込んでどうか。	ガイドライン改訂（素案）p. 11、別紙 1「科学的な調査に基づく保護地域の設定事例」として、北海道倶知安町ひらふ地域と大分県別府市の事例を追加します。
3	未来の温泉を担う現場の人材不足では、掘削事業者、温泉研究者に加えて、宿の温泉を管理する人、組合で温泉を管理する人もいなくなっている。	ガイドライン改訂（素案）p. 41 に「コラム 未来の温泉の保護・管理を担う人材育成・確保について」を追加します。 ガイドライン改訂（素案）p. 28、別紙 9「温泉モニタリング取組事例」として、山形県肘折温泉の源泉所有者主体のモニタリング事例と、大分県別府市の市町村主体の温泉モニタリング事例「せーので測ろう！別府市全域温泉一斉調査」を追加します。源泉所有者及び温泉利用者（市民）が温泉資源への関心を高め、資源保護と持続的利用へつながる取組みであり、人材育成の取組みともなると考えられます。
4	「長期的な検討」というのは非常に重要。掘削申請時点だけで判断するというのが原則であるが、温泉は長く利用され、温泉地に対して長期的な影響を与えるので、長期的な検討を常に意識しなければいけない。	ガイドライン改訂（素案）p. 11、「なお、近年の都道府県における～日頃から長期的なモニタリングを実施し、データを蓄積しておくことが望ましい。」の部分を追記します。

温泉資源の保護に関するガイドライン改訂に向けた論点整理の 3)「第四 温泉資源保護のためのモニタリング及び温泉モニタリング実施手法」

	指摘事項	対応
5	事業者自体がモニタリングをして、きちんと報告をする、あるいはデータを公開することが非常に重要である。モニタリングのデータの公開というところがあり議論になっていないが、ぜひ取り扱っていただきたい。	ガイドライン改訂（素案）p. 28、別紙 9「温泉モニタリング取組事例」として、山形県肘折温泉の源泉所有者主体のモニタリング事例と、大分県別府市の市町村主体の温泉モニタリング事例「せーので測ろう！別府市全域温泉一斉調査」を源泉所有者及び温泉利用者（市民）が温泉資源への関心を高め、資源保護と持続的利用へつながる取組みを追加します。
6	観測機器は、昔に比べてかなり安価になり、10 数万円あれば 3 点セットは付けられるようになってきている。 モニタリングが後回しになってしまっていて、データを事業者が取らないという悪循環が問題というのは常々考えていた。技術的にも価格的にも大分手が届きやすくなってきたということも紹介できればと思う。	ガイドライン改訂（素案）p. 25、「こうしたことから、～」に温度・湧出量・水位等の 3 項目のモニタリングについて記載し、図 3 にモニタリング機器の設置例を示すとともに、「温度計、流量計、水位計の 3 点を 10 数万円から購入できるものもあるので、源泉ごとに機器選定を行うことが大切である。」の部分を追記します。

温泉資源の保護に関するガイドライン改訂に向けた論点整理の 4)「第五 公益侵害の防止 2. 具体的な公益侵害の類型と対応」

	指摘事項	対応
7	申請の段階で、事業者、審査する側にしても、許可後のことも含めて、それこそ本当に想像力を働かせられるかどうか。それを踏まえて、許可としてどう対応を促すかというところがあらかじめできていないと、後々トラブルになる。	今後新しい判例が積み重なった場合に、それらを踏まえた形で追記を検討します。